

松江市告示第322号

市道の供用開始に関する告示

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和8年9月2日

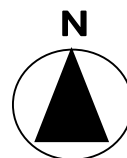
松江市長 上 定 昭 仁



路線 番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間 起 終 点	供用開始日	図面 番号	備考
15096	市 道 工 業 高 校 南 2 号 線	松江市古志原四丁目509番16地先 松江市古志原四丁目510番19地先	令和8年9月2日	1	

位置図 No.1

供用開始路線 市道工業高校南2号線



国土地理院地図を加工して作成